（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録に関する経過措置）

**第八条**　新法第三十五条の十七の二の規定は、この法律の施行の際現に新法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行っている者については、施行日から六月を経過する日（その日までに新法第三十五条の十七の三第一項の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録の拒否の処分がある日）までの間、適用しない。

（認定割賦販売協会の認定に関する経過措置）

**第九条**　施行日前に旧法第三十五条の十八第一項の規定によりされた認定は、新法第三十五条の十八第一項の規定によりされた認定とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第十条**　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第十一条**　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第十二条**　政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

**第十三条**　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十八号中「又は」を「、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| (五)　割賦販売法第三十五条の十七の二（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録）のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録 | 登録件数一件につき十五万円 |

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

---

道路運送法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第百号**

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進（第四十三条の二―第四十三条の八）」を「第二章の二　民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進（第四十三条の二―第四十三条の九）」に改める。

第二節　旅客自動車運送適正化事業実施機関による旅客自動車運送の適正化（第四十三条の二―第四十三条の八）

第二節　一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則（第四十三条の九―第四十三条の二十二）

第七条第一号中「二年」を「五年」に改め、同条第二号中「、取消し」を「、その取消し」に、「二年」を「五年」に、「第四号」を「第六号、第八号」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号（第三号を除く。）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三　許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。）、許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき。

四　許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

五　許可を受けようとする者が、第九十四条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

六　第四号に規定する期間内に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、許可を受けようとする者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

第八条を次のように改める。

（一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新）

**第八条**　一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　第五条から前条までの規定は、第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新について準用する。

第二十三条の二第二項各号中「二年」を「五年」に改める。

第三十八条第一項中「廃止したときは、その日から三十日以内」を「廃止しようとするときは、その三十日前まで」に改める。

第四十条第三号中「第三号又は第四号」を「第七号又は第八号」に改める。